

平成15年の低温等による農業被害対策資金の利子補給について

平成15年12月26日
産 業 部

1 概 要

本年5月中旬から9月上旬までの間の低温及び日照不足による天災により、被害を受けた農業者を救済するために天災資金及び農家経済安定資金の対策を講じたが、これらの対策で規定する要件に満たない被害農業者を含む多くの被災農家を救うため、農業被害対策資金について0.5%の利子補給を行う。

2 融資見込み及び利子補給の負担割合等

- (1) 融資見込み額 約40,000千円
- (2) 基準金利及び負担割合

基準金利	利 子 補 給 率		本人負担
	市	農 協	
2.0%	0.5%	0.5%	1.0%

予算額 平成15年度なし

(利子補給見込み額 平成16年度から平成22年度まで 約800千円)

3 農業被害対策資金の概要

- (1) 貸付限度額 農作物の減収による損失額以内の額で 300万円
- (2) 貸付実行期間 平成16年1月13日(予定)から平成16年3月31日まで
- (3) 貸付対象 農作物の減収量が、その農作物の平年における収穫量の20%以上、かつ、農作物の減収による損失額が、平年における農業総収入額の10%以上の被害を受けた農業者
- (4) 貸付対象経費 農業経営の維持及び生活に必要な経費(減収による収入補填)
- (5) 償還期間 7年以内
- (6) 融資機関 農協

4 専決処分

早急に被害農業者の農業経営資金等の確保を図る必要があることから、利子補給の債務負担について、市長の専決処分とするものである。